

生活福祉資金 総合支援資金(生活支援費)  
特例貸付 借入申込書 (記入例)

貸付コード	SX
市区町村社協	令和 年 月 日
福岡県社協	令和 年 月 日

借入申込者	フリガナ	フクオカ タロウ	生年月日	昭和
	氏名	福岡 太郎		平成
	フリガナ	カスヤグンササグリマチオオザササグリ コーポ〇〇	電話番号(連絡先)	
	住所	(〒 811 - 2405 ) 糟屋郡篠栗町大字篠栗〇〇〇番地〇 コーポ〇〇 101号室	固定	092-947-〇〇〇〇
			携帯	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

	氏名	続柄	年齢	性別	勤務先名(職業等)	通常時の月収	現在の月収	障がい・病気・要介護等
①	フリガナ フクオカ タロウ 福岡 太郎	本人	47	男	(株)△△ (会社員)	280,000	80,000	
②	フリガナ フクオカ ハナコ 福岡 花子	妻	46	女	〇〇スーパー	20,000	20,000	
③	フリガナ フクオカ ジロウ 福岡 次郎	子	10	男	〇〇小学校 4年			
④	フリガナ フクオカ サプロウ 福岡 三郎	子	7	男	〇〇小学校 1年			
⑤	フリガナ							
⑥	フリガナ	緊急小口資金(コロナ特例)による借入は含みません。						

預貯金総額	0 円	緊急小口資金 特例貸付の有無	申込中・借入済 ( 200,000 円 ) ・ 無
-------	-----	-------------------	---------------------------

負債総額 ※特例小口除く	600,000 円	1. 住宅ローン 円	2. 公的融資 円
		3. 生活福祉資金 500,000 円	4. その他 100,000 円

毎月の返済額	15,000 円	( 2 件 )
--------	----------	---------

借入申込理由 (仕事・減収状況等)	平成〇年〇月から、株式会社△△で営業の仕事をしている。しかし、コロナの影響で、営業活動が自粛となり、売り上げが伸ばせず、3月より給与が減収となったため生活費に困窮しているため。
	(2人以上)20万円以内 (単身)15万円以内
	貸付期間:原則3月以内

借入申込額	生活支援費	借入月額	月 200,000 円	借入総額	600,000 円
		借入期間	令和 2 年 10 月 ~ 令和 2 年 12 月 まで ( 3 月分)		

据置期間	年 12 月	記入例は、5年間で償還する場合(最長は10年間)
------	--------	--------------------------

償還計画	令和 4 年 1 月 ~ 令和 8 年 12 月 (元本月当たり 10,000 円)
------	--

貸付金の使途及び内訳	資金費目	資金の使途	金額
	生活支援費	生活費として	600,000

他の公的給付制度又は公的貸付制度の利用・申請状況	制度名(受付機関)	給付/貸付額	給付/貸付期間	備考
	住宅確保給付金 (福岡県)	31,000		

福岡県社会福祉協議会会長 様

私は別添注意事項を承認のうえ、上記のとおり生活福祉資金(総合支援資金 生活支援費)を借り入れたく申し込みます。貸付け後は、社会福祉協議会による継続的な相談支援を受け、早期自立に努めます。記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で、第三者に提供することに同意します。私は、貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県市区町村社会福祉協議会、自治体及び公共職業安定所等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止策に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号]にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れがある団体」を指します。]

令和 2 年 〇 月 〇 日

借入申込者

福岡 太郎



## 生活福祉資金 総合支援資金(生活支援費)特例貸付 借入申込みに当たっての留意事項

※下記留意事項を確認いただき、同意いただける項目の  に  印を付けてください。

- 1 本申込書は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付けを行うものです。
- 2 生活支援費の借入期間は、借入れを希望する月から原則3月以内とします。
- 3 生活支援費の借入限度額は、2人以上の世帯は月額20万円以内、単身世帯は月額15万円以内とします。
- 4 生活支援費の貸付金の据置期間は、最終貸付日から12月以内とします。
- 5 本資金の償還期限は、据置期間経過後、10年以内とします。
- 6 貸付金の利率は、無利子とします。
- 7 貸付金を償還期限までに支払わなかった場合、延滞している元金に対し年3.0パーセントの延滞利息を支払うことになります。
- 8 資金を借り受けた者は、借入期間中、就職したとき、他の公的な給付又は貸付けが決定したとき、又は世帯の状況等に著しい変更があったときは、速やかに福岡県社会福祉協議会に届け出なければなりません。
- 9 借入金を目的外に使用したときは、貸付金の一括償還又は未交付分の貸付送金の停止を行います。
- 10 借入申込みに当たって、福岡県社会福祉協議会が借入申込書及び添付書類の記載事項につき事実確認を行うために、全国社会福祉協議会及び他の都道府県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、市町村自治体、自立相談支援機関家計相談支援機関に照会することがあります。
- 11 借入申込者は、貸付けが決定した場合、貸付金を自立更生のために役立て、社会福祉協議会による継続的な相談支援を受け、早期の自立に努めるものとします。
- 12 本資金の借入申込時に住居がない場合は、自治体で行う住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が見込まれていることが必要です。
- 13 12により申請を行った場合、生活支援費の貸付金の交付は、新しい住宅への入居が完了し、自治体が発行する「住居確保給付金支給決定通知書写し」の提出が行われてからとします。
- 14 申請内容に虚偽が判明した場合は、直ちに貸付けの中止を行い、貸付金の繰上一括償還を求めることがあります。

**【自立相談支援機関への相談】**

- 総合支援資金の貸付けに際しては、自立相談支援機関による継続的な支援を受けていただく必要があります。
- 貸付後、できるだけ早い時期、遅くとも償還開始となるまでに必ず自立相談支援機関に自身で連絡を入れ、今後の生活に関する相談を行い、継続した支援を受けてください。
- なお、今回申込みいただいた内容等に関しては、必要に応じて本会から自立相談支援機関に情報提供を行います。

福岡県社会福祉協議会会長 様

生活福祉資金(総合支援資金)の借入申込みを行うに当たり、私は上記留意事項に同意します。

令和      年      月      日

借入申込者

印

市区町村 社協 受付印		政令市 社協 受付印		県社協 受付印	
-------------------	--	------------------	--	------------	--